

平成 18 年度第 3 回総合情報基盤センター運営委員会議事要旨

日 時 平成 19 年 3 月 9 日（金） 16 時 30 分～17 時 45 分
場 所 総合情報基盤センター会議室
出席者 木原委員長，福田，近藤，高井，布村，上木，草薙，大森，古川，小林，田村，
田島，藤田，赤尾，櫻井，中川，山田の各委員
欠席者 舟見委員

1. 前回議事要旨の確認

委員長から，前回（平成 19 年 2 月 9 日開催）の議事要旨について確認があり，原案のとおり了承された。

2. 審議事項

(1) センター規則等の改正について

委員長から，センター長選考規則の改正について，前回の運営委員会での意見を踏まえて審議願いたい旨発言があり，種々審議の結果，第 2 条第 2 項の文中「情報に関する専門的知識を有する」部分の「専門的」を削除することが賛成多数（17 票中 11 票）により了承された。

なお，委員長から，センター長候補者選考委員会での候補者選考の際は，前回及び今回の委員会での議論を踏まえて，適切な候補者を選考願いたい旨発言があった。

また，審議の中で，次のような意見があった。

- ・中央省庁では CIO 補佐官を設置し情報化を進めている時代にあつて，「専門的」を削除することにより，「情報」を専門としないセンター長を迎えることは時代の趨勢に逆行している。
- ・センター長の技術的な能力の不足は，センターにいるスタッフがサポートすればよいことであり，スタッフにその能力がないとしたら，その方がより問題である。
- ・センター長に求められる能力は，技術的な能力よりマネジメント能力の方が大切である。
- ・「専門的」という言葉により，センター長の出身学部が工学部や理学部に固定化する懸念がある。
- ・この条文における「情報」という言葉の定義が曖昧である。
- ・昔は「情報」といえばコンピュータを指したが，最近では変わってきており必ずしもそうではなくなっているため，「専門的」という言葉はなくてもよい。

引き続き，委員長から，平成 19 年 4 月 1 日実施の学校教育法の改正における「大学の助手は，教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事することとし，教授，准教授，講師，助教とは職務内容が明確に異なる職として位置付けることとしたこと。」を受け，センター運営委員会規則における助手の取り扱いについて審議願いたい旨発言があり，運営委員会規則第 3 条に規定する委員に助手を含めるときは規則改正が不要であり，助手を含めないときは規則改正が必要である旨説明があった後，種々審議の結果，センター運営委員会規則の改正を行わないことが了承された。

なお，審議の中で，次のような意見があった。

- ・学部では、事務助手がいたなので助手を除いたことはある。
- ・委員から助手を除くとしても、特に問題はない。
- ・委員を選出する教授会等で、助手を選ぶことはない。
- ・学校教育法改正後の助手は、教授、准教授、講師、助教と明らかに職務内容が違う。
- ・委員から助手を除く規定がなくても、委員に助手を選出することはないので、規則改正の必要はない。

(2) SPAM メール対策システムについて

委員長から、SPAM メール対策として、有料 DNSBL 利用サービスの性能評価のための試験的導入の可否について審議願いたい旨発言があり、資料に基づき布村委員から説明のあった後、種々審議の結果、必要なメールが届かない危惧があることや届かなかったメールの検証方法に問題があること等の意見があり、センターで技術的評価方法について検討の上、再審議することとした。

3. 報告事項

(報告事項なし)

配布資料

- 資料 1 - 1 富山大学総合情報基盤センター長選考規則
- 資料 1 - 2 富山大学総合情報基盤センター運営委員会規則
- 資料 2 SPAM メール対策の性能評価のための有料 DNSBL 利用サービスの試験的導入の可否について